秋田県立秋田技術専門校 受水槽及び高架水槽清掃業務委託 特記仕様書

１　一般事項

（１）本委託は、水道法第３４条の２に基づく、受水槽及び高架水槽の点検清掃及び水質検査を実施するものである。

（２）本特記仕様書に記載のない事項については、「建築保全業務共通仕様書　令和５年版」国土交通省大臣官房営繕部監修（以下「共通仕様書」という）を適用する。

２　業務履行期間

契約日～令和９年１月２９日

３　業務履行場所

秋田県秋田市向浜一丁目２番１号　　職業訓練センター

４　業務内容

（１）各水槽の清掃、点検を行う。

・受水槽　　コンクリート製　２４㎥　　１槽　　清掃回数　１回

・高架水槽　　ＦＲＰ製　　６㎥　　１槽　　清掃回数　１回

（２）次の項目について水質検査を行う。

一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、
有機物（全有機炭素（TOC)の量)、ｐＨ値、味、臭気、色度、濁度

５　提出書類

（１）建築保全業務計画書

（２）委託業務実績報告書及び作業写真

（３）委託業務完了通知書

６　その他

本仕様書に定めのない業務処理に係わる事項については、必要の都度、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。